（記録事項等）

第九条　電磁的記録により計算証明書類を提出するときは、会計検査院の定める基準に従い、当該計算証明書類に記載すべき事項を電磁的記録に記録しなければならない。

2　会計検査院は、前項に規定する基準を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

3　第一項の規定に基づき電磁的記録に記録するときは、書式に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

第十五条中「という。）を」の下に「電子情報処理組織を使用して、又は」を加える。

第十六条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、電子情報処理組織を使用して証拠書類等を提出する場合に準用する。この場合において、第一項中「当該電磁的記録に記録」とあるのは「入力し、送信」と、第二項及び第三項中「電磁的記録により提出する旨」とあるのは「電子情報処理組織を使用して提出する旨」と読み替えるものとする。

第十九条の表中

「第三十条の二第二項、第四十五条第二項	細分して仕切紙を付して	細分して
	証拠書類　何冊何枚	証拠書類　紙　何冊何枚 電磁的記録　何枚
第一号書式、第一号の二書式、第二号の二書式、第二号の三書式、第三号の二書式、第三号の三書式、第三号の五書式、第五号書式、第六号書式から第九号書式まで		

を

第三十条の二第二項、第四十五条第二項	細分して仕切紙を付して	細分して

に改め、同条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（書式の記載事項の特例）

第十九条　次の各号に掲げる方法により証拠書類等を提出する場合には、計算証明規則第一号書式、第一号の二書式、第二号の二書式、第二号の三書式、第三号書式、第三号の五書式、第五号書式、第六号書式から第九号書式までの計算書には、当該各号に規定する事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法　電子情報処理組織を使用して提出する旨

二　電磁的記録による方法　記録媒体により提出する旨及びその枚数

附　則

1　この規則は、平成二十九年一月二十四日から施行する。

2　この規則による改正後の電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則第四条第一項の基準及び第九条第一項の基準の制定は、施行日前においても行うことができる。

○国家公安委員会規則第二十五号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日

国家公安委員会委員長　松本　純

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（援助の申出の受理） **第十一条**　法第八条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第八号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第八号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。 （警察本部長等による援助） **第十二条**　法第八条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ （公安委員会の通知事項） **第十三条**　法第十五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 ［略］	（援助の申出の受理） **第十一条**　法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第八号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第八号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。 （警察本部長等による援助） **第十二条**　法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。 ［一～八　同上］ （公安委員会の通知事項） **第十三条**　法第十条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 ［同上］